別表六(八)　平三十・四・一以後終了事業年度分

特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

特定税額控除規定の適用可否 （平成30年４月１日前に開始した事業年度の場合、別表六(二十九)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合）					可
特別試験研究費の額 (13の計)	1	円	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	6	円
控除対象済特別試験研究費の額 (別表六(六)「3」)又は(別表六(七)「3」)	2		当期税額基準額 $(6)\times\frac{5}{100}$	7	
差引対象特別試験研究費の額 (1)－(2)	3		当期税額控除可能額 ((5)と(7)のうち少ない金額)	8	
同上のうち税額控除割合が30％である試験研究に係る特別試験研究費の額 ((3)と⒁のうち少ない金額)	4		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の③」)	9	
特別研究税額控除限度額 $(4)\times\frac{30}{100}+((3)-(4))\times\frac{20}{100}$	5		法人税額の特別控除額 (8)－(9)	10	

特別試験研究費の額の明細

措法第42条の４第６項各号の該当号	特別試験研究の内容	特別試験研究費の額
11	12	13
第１号・第２号		円
第１号・第２号		
第１号・第２号		
第１号・第２号		
第１号・第２号		
計		
同上のうち⒁が第１号である試験研究に係る特別試験研究費の額	14	

御注意

２１　「特定税額控除規定の適用可否」欄の括弧書のいずれかに該当する場合に限り、この制度の適用を受けることができます。資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されているものについては、「特定税額控除規定の適用可否」欄の中小企業者に含まれませんので、御注意ください（裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。）。